

枚方市水道事業経営戦略

～中長期経営基本計画～

計画期間

平成 31 年度から平成 40 年度

(2019 年度から 2028 年度)

平成 31 年 3 月

枚方市上下水道局

※本戦略策定時には、新元号が発表されていませんので、年号は「平成」で表記しています。

目 次

第1章 策定の趣旨と位置づけ	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 経営戦略の位置づけ	1
4. 経営戦略の定期的な見直しについて	3
第2章 事業概要	4
1. 事業の現況	4
2. 水道料金	6
3. 組織体制	7
第3章 これまでの取り組み	8
1. 浄水・配水施設	8
2. 水道管路	10
3. 経営健全化の取り組み（財政収支計画）	11
(1) 収益的収支	
(2) 資本的収支	
(3) 企業債残高	
第4章 経営比較分析表を活用した現状分析	15
(1) 経常収支比率 / (2) 累積欠損金比率	15
(3) 流動比率(支払能力) / (4) 企業債残高対給水収益比率	16
(5) 料金回収率 / (6) 給水原価	17
(7) 施設利用率 / (8) 有収率	18
(9) 有形固定資産減価償却率 / (10) 管路経年化率	19
(11) 管路更新率	20
第5章 将来の事業環境	22
1. 給水人口の予測	22
2. 水需要の予測	22
3. 料金収入の見通し	23
4. 施設の見通し	24
5. 組織の見通し	24
6. 広域化の検討	25
7. 将来の事業環境の見通しから見えてくる課題	25

第7章 投資・財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明……………26
 - (1) 収支計画のうち投資についての説明……………26
 - (2) 収支計画のうち財源についての説明……………28
 - (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明……………30
2. 投資・財政計画(収支計画)……………31
3. 収支ギャップ解消に向けた取り組み……………34
 - (1) 出資金のあり方の検討……………34
 - (2) 水道施設・管路のスペックダウンや性能の検討……………34
 - (3) 企業債のあり方の検討……………34
 - (4) 民間活力の活用……………35
 - (5) 「新施設整備計画」及び「経営戦略」の見直し……………35
 - (6) 事務事業の見直し……………35
 - (7) 水道料金の改定……………35

第8章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

用語解説

第1章 策定の趣旨と位置づけ

1. 策定の趣旨

本市の水道事業は、昭和8年に給水を開始して以来、おいしくて安全な水を安定的に提供するため、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに、安定した財政運営に努めてきました。

しかしながら、本市の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水機器の普及に加え、大口利用者の地下水転換が今後も給水収益に大きな影響を与えるものと予測しています。

一方で、大阪北部地震をはじめ、全国各地で地震や風水害が多発する中、自然災害に対する備えや、今後増大する老朽施設の更新など、水道施設の計画的な更新・改良・耐震化を進めていく必要があります。

このような状況の下、今後も良質な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的として、中長期の経営の基本計画となる「枚方市水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）」を策定するものです。

2. 計画期間

平成31年度～平成40年度（10年間）

3. 経営戦略の位置づけ

「経営戦略」は、「枚方市総合計画」や「枚方市上下水道ビジョン（以下、「上下水道ビジョン」という。）」の考え方を踏まえ、「信頼される水道」「満足される水道」「持続可能な水道」を目指し、現行の「枚方市水道事業中期経営計画（以下、「中期経営計画」という。）」における財政収支計画の後継計画として策定します。

「経営戦略」は、現行の「枚方市水道施設整備基本計画（計画期間：平成25年度～平成33年度）（以下、「整備基本計画」という。）」の後継計画として、平成30年度に策定する中長期的な水道施設整備の基本方針や整備計画を定めた「枚方市水道施設整備基本計画（計画期間：平成31年度～平成80年度）（以下、「新整備基本計画」という。）」の「短期整備計画（今後10年間の取り組み）」と整合を図り、中長期にわたる水道事業経営を見据えた内容としています。

第4次枚方市総合計画

第2期基本計画
(平成21年度～平成27年度)

～基本構想〔施策目標〕～
健康に生活できる安全な環境をつくる
〔清らかな水を確保する〕

第5次枚方市総合計画

基本計画
(平成28年度～平成39年度)

～基本構想〔施策目標〕～
自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち
〔安全で良好な生活環境が確保されたまち〕

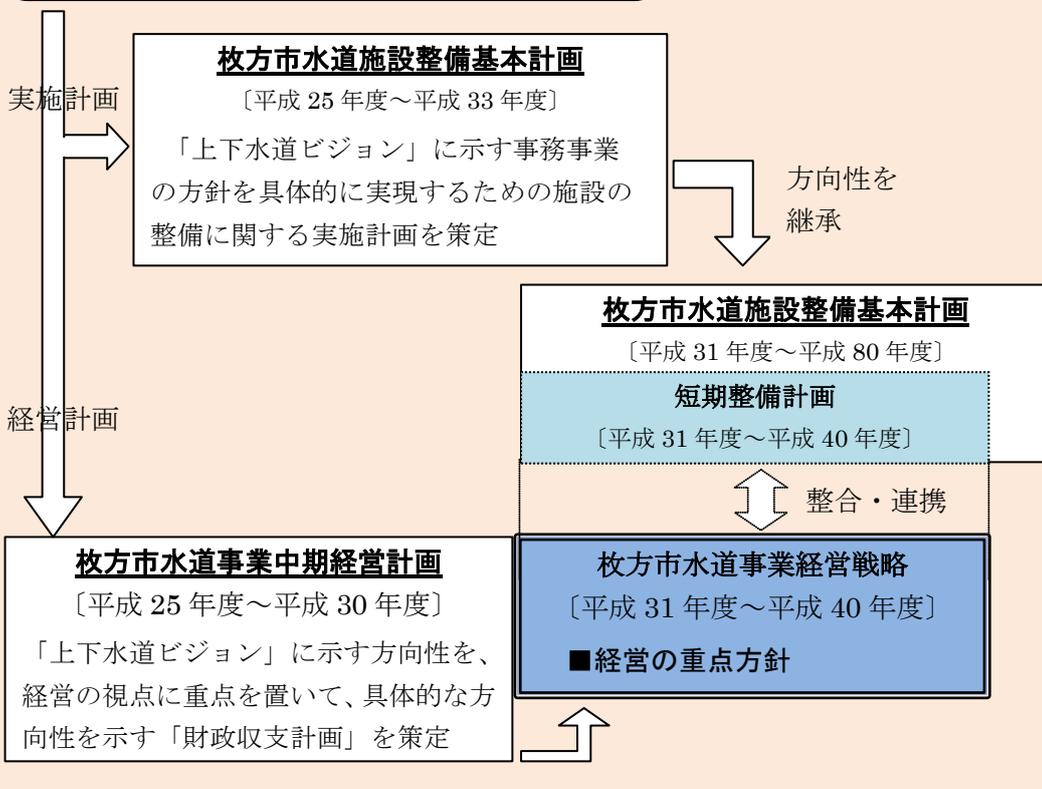
枚方市上下水道ビジョン

(平成25年度～平成33年度)

～枚方市がめざす水道事業の基本理念～
信頼される水道・満足される水道・持続可能な水道

【水道事業の基本方向(6つのS)】

1. 危機管理による安全重視の水道(Safety)
2. 安定的な給水の確保(Stability)
3. 安心して飲める良質な水の供給(Security)
4. お客様へのサービスの向上(Service)
5. 官民の役割分担(Sharing)
6. 省エネルギーと環境保全(Saving)



※上位計画である現行の「上下水道ビジョン」の計画期間は、平成 33 年度までとなっており、「経営戦略」の計画期間と相違がありますが、同ビジョンに定める「水道事業の基本理念」は、平成 34 年度の「上下水道ビジョン」の改定以降も引き継ぐものとして、「経営戦略」を策定しています。

4. 経営戦略の定期的な見直しについて

「経営戦略」の定期的な見直しは、5 年ごとに行います。

第2章 事業概要

1. 事業の現況

本市の水道事業は、昭和7年に水道事業創設の認可を取得し、水道施設の建設に着手して以降、行政区域の拡大や急激な人口増加、生活様式の変化などによる水需要の増加に対応するため、数次にわたる拡張事業を行ってきました。昭和45年には市内全域での給水を実現し、現在の給水人口は402,587人、総人口に対する普及率は100%となっています。

(H30.3.31 現在)

供用開始年月日	昭和8年8月16日	計画給水人口	419,000人
地方公営企業法適用区分	全部適用 (昭和35年4月1日)	現在給水人口	402,587人
有収水量密度	6,514 千 m^3 /ha		
	給水区域面積 1ha 当たりの年間有収水量 年間有収水量 42,419.36 千 m^3 ÷ 給水区域面積 6,512ha		

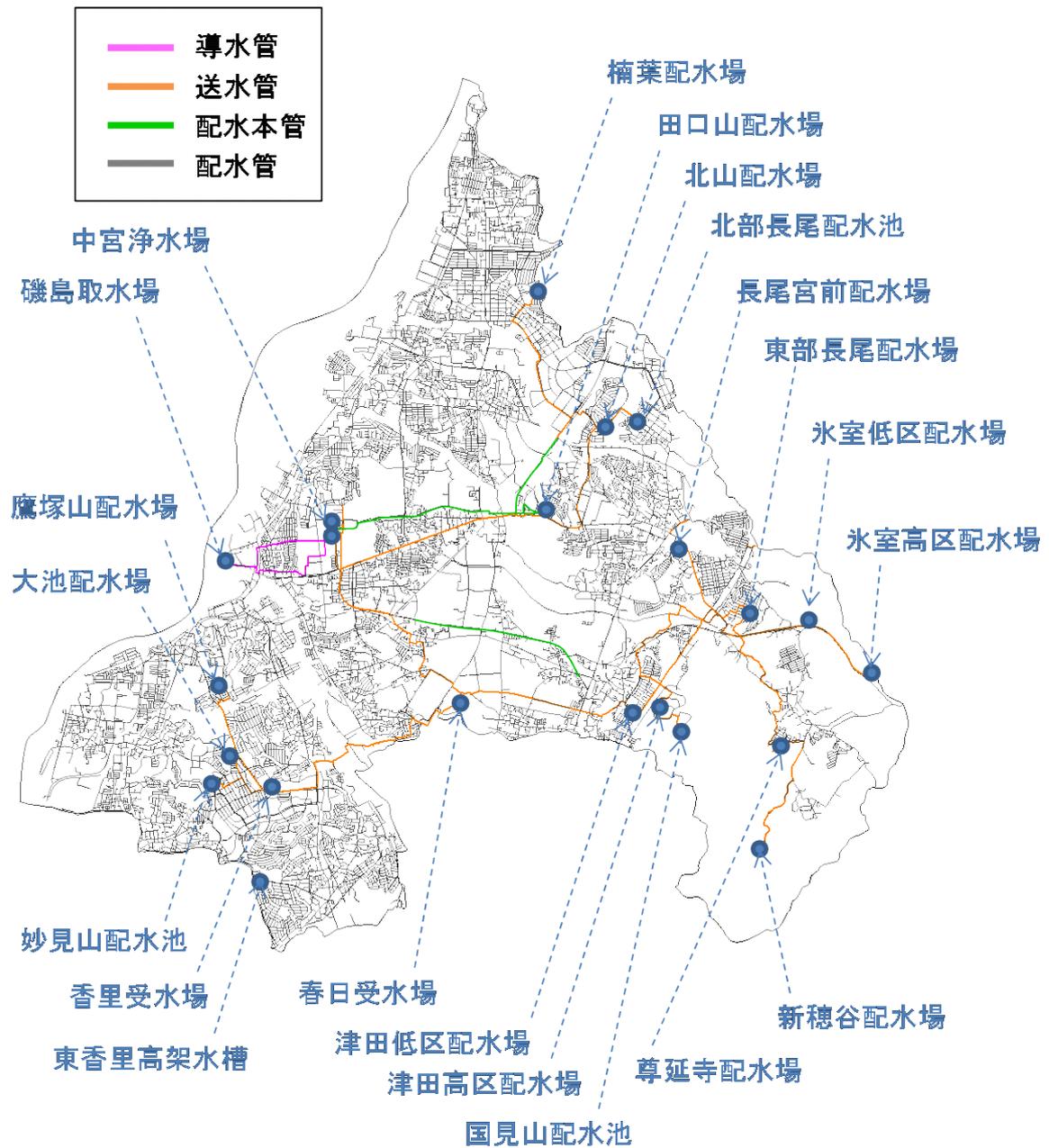
本市の水道水は琵琶湖を水源とする淀川の水を原水としており、淀川水系の水資源の開発により毎秒1.505 m^3 の水利権を取得しています。そのため、全給水量の8割強を自己水により給水し、残りを大阪広域水道企業団等からの受水で賄っています。

水道施設については、昭和40年から順次、取水・浄水・配水施設等の整備を進め、平成10年度には、高度浄水施設が完成し、同10月から市内全域に高度処理水を通水することができました。

(H30.3.31 現在)

水源	① 淀川表流水 ② 大阪広域水道企業団からの受水 ③ 寝屋川市・八幡市・交野市からの分水		
浄水場施設数	1	管路延長	導水管 4.42 千m
配水池施設数	45		送水管 48.79 千m
施設能力	206,800 m^3 /日		配水管 1,111.34 千m
施設利用率	60.70%	1日配水能力に対する一日平均配水量の割合 年間配水量 45,816.578 m^3 ÷ 365日 = 125,525 m^3 /日 一日平均配水量 125,525 m^3 /日 ÷ 配水能力 206,800 m^3 /日	

【水道施設位置図】



2. 水道料金

本市の水道料金は、用途別従量料金体系を採用しています。

平成 25 年 10 月に用途別の料金区分を 5 区分（一般用・家事共用・業務用・浴場用・臨時用）から 3 区分（一般用・浴場用・臨時用）に見直すとともに、当面の間、市民負担を軽減するため、平均 5%の減額改定を行いました。

従量制については、基本水量（一般用 8 m³等）に応じた基本料金と使用水量が増えるに従い単価が高くなる逡増料金を設定しています。

なお、水道料金制度のあり方については、上下水道事業経営審議会（平成 28 年 4 月設置）に諮問し、平成 30 年 1 月に答申を受けました。

現在、答申内容を踏まえ、平成 32 年度の水道料金制度の改正に向けて、口径別料金の導入などの水道料金制度の見直しに着手しています。

【水道料金体系(平成 30 年 3 月 31 日現在)】

一般用（税抜き）

種 別	単 価
基本料金	8 m ³ まで 692 円
超過料金 (1 m ³ につき)	9 m ³ ～ 10 m ³ 104 円
	11 m ³ ～ 20 m ³ 117 円
	21 m ³ ～ 30 m ³ 140 円
	31 m ³ ～ 50 m ³ 178 円
	51 m ³ ～ 100 m ³ 248 円
	101 m ³ ～ 200 m ³ 256 円
	201 m ³ ～ 500 m ³ 292 円
	501 m ³ 以上(1 m ³ につき) 334 円

浴場用（税抜き）

種 別	単 価
基本料金	300 m ³ まで 16,300 円
超過料金 (1 m ³ につき)	301 m ³ ～ 2,000 m ³ 72 円
	2,001 m ³ ～3,000 m ³ 90 円
	3,001 m ³ ～5,000 m ³ 130 円
	5,001 m ³ ～10,000 m ³ 180 円
	10,001 m ³ ～15,000 m ³ 240 円
	15,001 m ³ 以上(1 m ³ につき) 310 円

臨時用（税抜き）

種 別	単 価
基本料金	5 m ³ まで 1,848 円
超過料金	6 m ³ 以上 517 円

■答申の内容（水道料金制度のあり方について）

- ①将来を見据えた適正な原価計算を実施し、「基本料金」「従量料金」の適切な配賦割合を検討すること。
- ②基本料金に付与されている基本水量の廃止を検討すること。
- ③口径別料金を検討すること。
- ④逡増度を緩和するとともに、逡増区分の見直しを検討すること。など

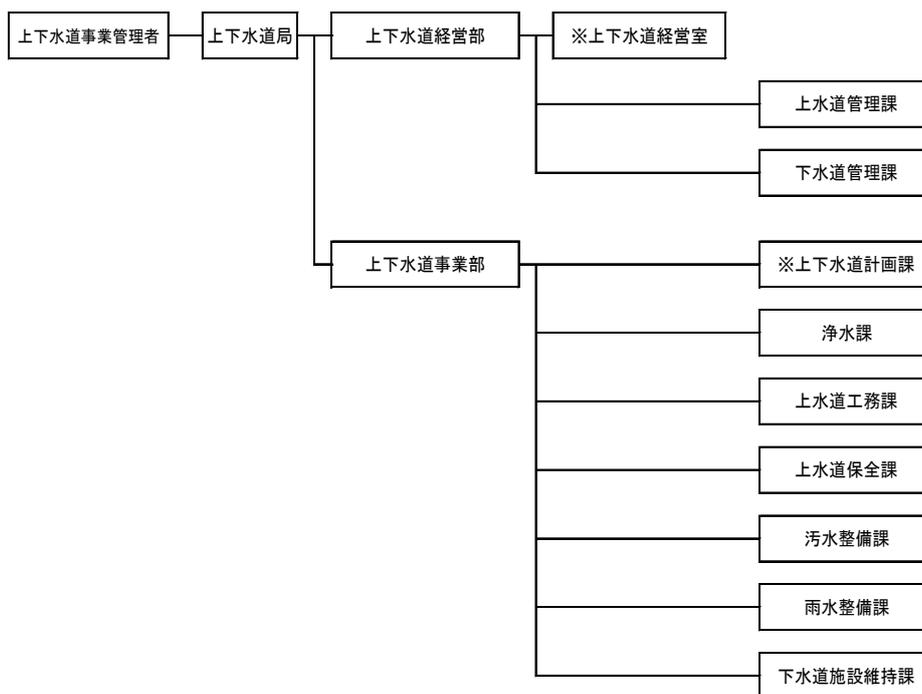
3. 組織体制

本市では、平成 23 年 4 月に実施した下水道事業の「公営企業会計」への移行に伴い、公営企業として実績を持つ水道局のノウハウや電算システム等の活用を図り、初期投資の軽減や円滑な事務を行うため、上下水道組織の統合を行い、上下水道局を設置しました。

当時、下水道部と水道局で合わせて 2 部 11 課体制であったものを、総務部門や料金部門の整理統合により 2 部 1 室 8 課体制に組織改編しました。

その後、事務や技術の継承に配慮した効率的な職員配置や管理部門の窓口の一元化などの取り組みを進め、現在（平成 30 年 4 月 1 日）は、2 部 1 室 9 課体制（水道事業会計の職員数 116 人）で運用しています。

【組織図(平成 30 年 4 月 1 日現在)】



※印は、各部における総務担当課を示しています。

【水道事業会計 職員数(平成 30 年 4 月 1 日現在)】

	特別職	正職員	再任用	一般職 非常勤	合計
上下水道事業管理者	1 人				1 人
部長(上下水道経営部)		1 人			1 人
次長(上下水道経営部)		2 人			2 人
次長(上下水道事業部)		1 人			1 人
上下水道経営室		14 人	3 人	1 人	18 人
上水道管理課		11 人	4 人	2 人	17 人
上下水道計画課		6 人			6 人
浄水課		18 人	4 人		22 人
上水道工務課		14 人	6 人	2 人	22 人
上水道保全課		21 人	5 人		26 人
合 計	1 人	88 人	22 人	5 人	116 人

※特別職(上下水道事業管理者)は水道事業会計の職員数に計上しています。

第3章 これまでの取り組み

本市の水道事業は、これまで各種計画を策定し、事業と経営の両立を図ってきました。平成 25 年 4 月には安定的な水道事業の経営を目指すため、「中期経営計画」を策定し、「整備基本計画」で掲げる事業を進めながらも、経営の効率化、健全化に向けて取り組みを進めてきました。

今回、新たに「経営戦略」を策定するにあたり、「中期経営計画」に基づく取り組み状況を総括し、本章にて報告するものです。

1. 浄水・配水施設

本市の唯一の浄水施設である中宮浄水場は、第 1 浄水場(日量 9 万 m^3 、昭和 40 年竣工)と第 2 浄水場(日量 4 万 m^3 ・昭和 48 年竣工)からなり、最大日量 13 万 m^3 の水道水の供給を行っています。

しかし、昭和 40 年代に建設されて以降、大規模な更新や改修を行っていないため、老朽化が進み、大地震に対する耐震性も不足している状況です。

そのため、今後も水道水を安定的に供給する観点から、より老朽化が進んでいる第 1 浄水場の更新に向けて、基本構想及び基本設計を取りまとめました。

中宮浄水場更新事業スケジュール

内 容		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32～36 年度	37～56 年度
更新用地取得		→					
既設建物解体		→	→				
文化財発掘調査				→	→		
基本構想		→					
基本設計			→	→			
DBO	設計・工事					→	
	維持管理						→

※ → は実績・→ は今後の予定を示しています。

一方で、本市の配水施設については、災害時の応急給水に対応するため、「整備基本計画」に基づき、応急給水拠点施設としての重要度、給水人口や事業費などを考慮のうえ、受配水施設の耐震性の機能整備及び緊急遮断弁の設置を順次進めてきました。

耐震性の機能整備については、これまでに 11 の施設について、耐震化が完了しており、平成 28 年度には鷹塚山配水場・平成 29 年度には津田低区配水場の耐震化事業に着手し、順次、整備を進めているところです。

本市における平成 28 年度末の配水池耐震化率は 53.5%であり、全国平均（53.3%）及び大阪府平均（40.1%）とともに上回っていますが、すべての配水池の耐震化には至っていません。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
ポンプ場耐震施設率	81.2%	93.7%	93.8%	93.8%	93.8%
配水池耐震施設率	44.2%	44.2%	53.5%	53.5%	53.5%

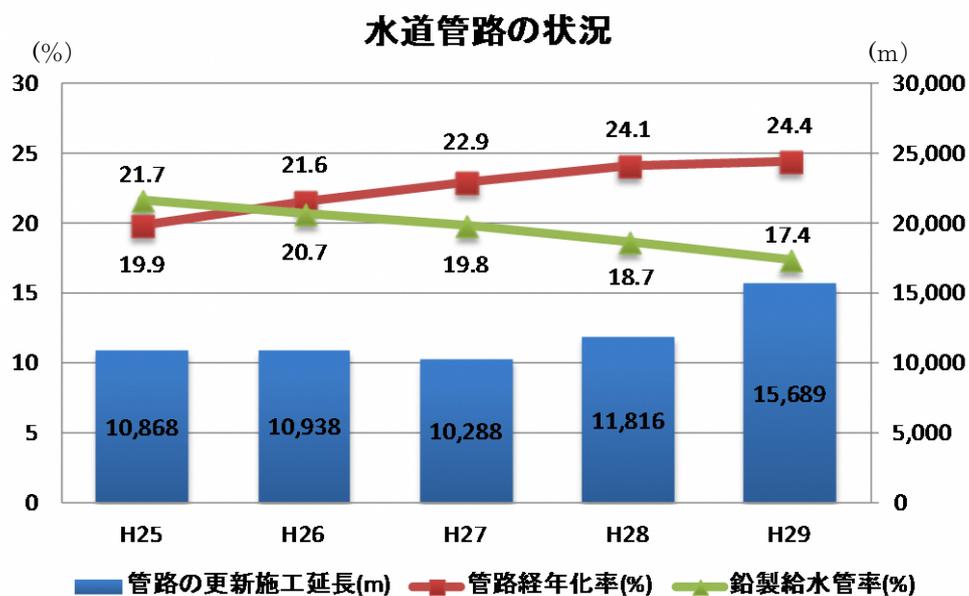
なお、応急給水拠点整備箇所数は、平成 29 年度末において、受配水場 11 施設、耐震性貯水槽 3 箇所、その他 1 施設となっています。

また、配水施設の半数以上が開設後 30 年以上を経過しており、施設能力を維持するため、耐用年数や劣化状況等を把握し、計画的な施設の更新を行う必要があります。

2. 水道管路

本市の水道管路については、昭和 8 年の給水開始以来 80 年以上が経過し、毎年、維持補修を行っているものの、管路の老朽化は進行しており、管路の更新・耐震化が大きな課題となっています。

これまで、安定的な給水の確保を目指し、「整備基本計画」に基づき年間約 10km の管路の更新及び鉛製給水管率を 12% に低減することを目標に取り組んできました。



また、地震などの危機事象への対策として、布設する水道管には耐震性能を有した耐震継手を採用し、管路の耐震化にも取り組んできた結果、平成 29 年度末の耐震化率は 23.9% となりましたが、今後も引き続き、災害に強い管路網の整備を進めていく必要があります。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
管路の耐震化率	17.8%	19.9%	21.0%	22.3%	23.9%

3. 経営健全化の取り組み(財政収支計画)

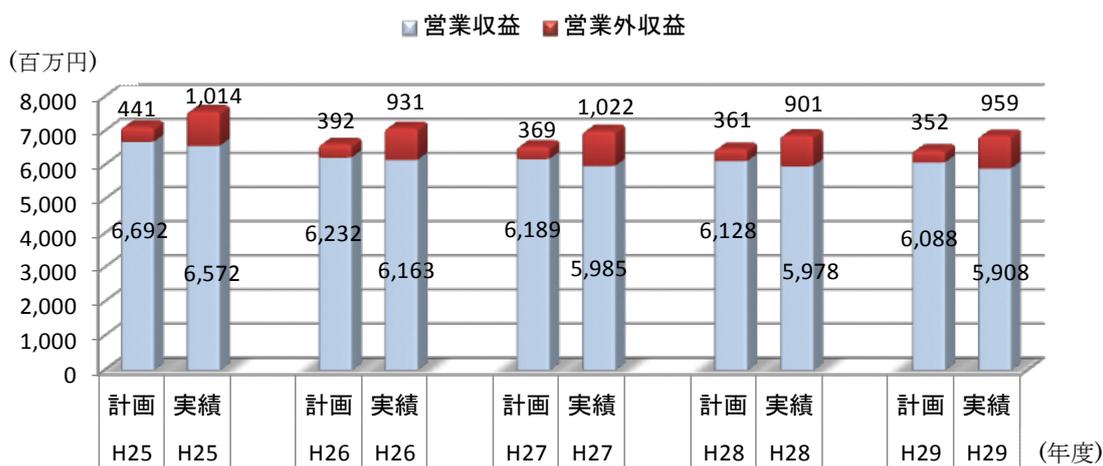
(1) 収益的収支

収益的収入では、給水収益は計画給水人口の減少や節水意識の浸透などにより、遞減傾向となると見込んでいました。

しかし、平成 26 年 4 月に実施された地下水採取規制の見直しを契機に、大口利用者の地下水転換が進んだことにより、水需要が大幅に減少し、計画値をさらに下回る減収となり、営業収益全体は計画値を下回りました。

一方、営業外収益では、平成 25 年度の新会計基準の適用により、新たに現金を伴わない長期前受金戻入を計上したため、収入全体では計画値を上回る実績となりました。

収益的収入



収益的支出では、職員給与費はほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、退職手当支給率の見直しや職員数の減少により、計画値を下回りました。

また、維持管理費は、毎年度増加すると見込んでいましたが、浄水場施設の維持管理手法や電力使用契約の見直しにより計画値を下回りました。

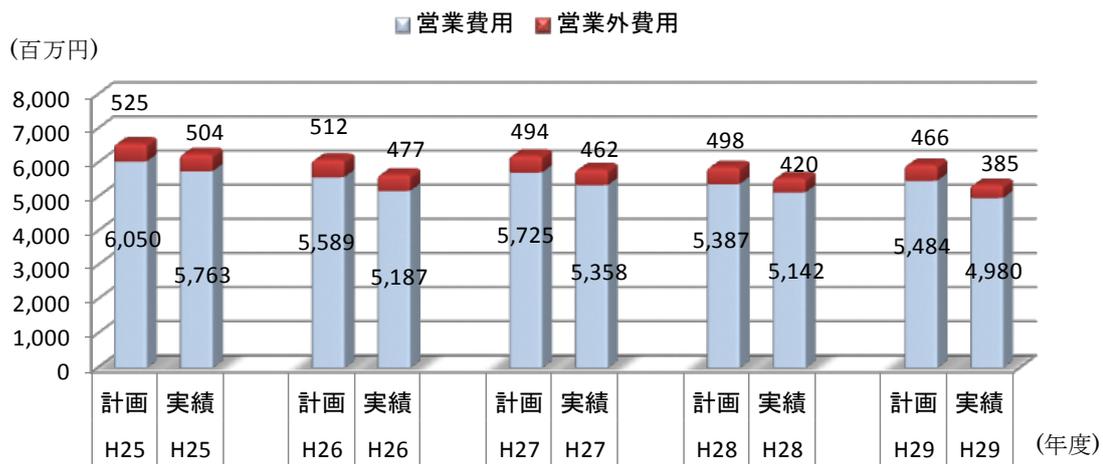
減価償却費は、見込みどおり平成 28 年度に減少し、以降はほぼ横ばいで推移したことから、おおむね計画値どおりとなりました。

その他、料金徴収等業務や管路の維持補修業務（土日祝日等の宿日直業務委託、水道管漏水修繕業務等）等の委託化を進めるなど、事務事業の効率的な運営に取り組み、営業費用全体では計画値を下回りました。

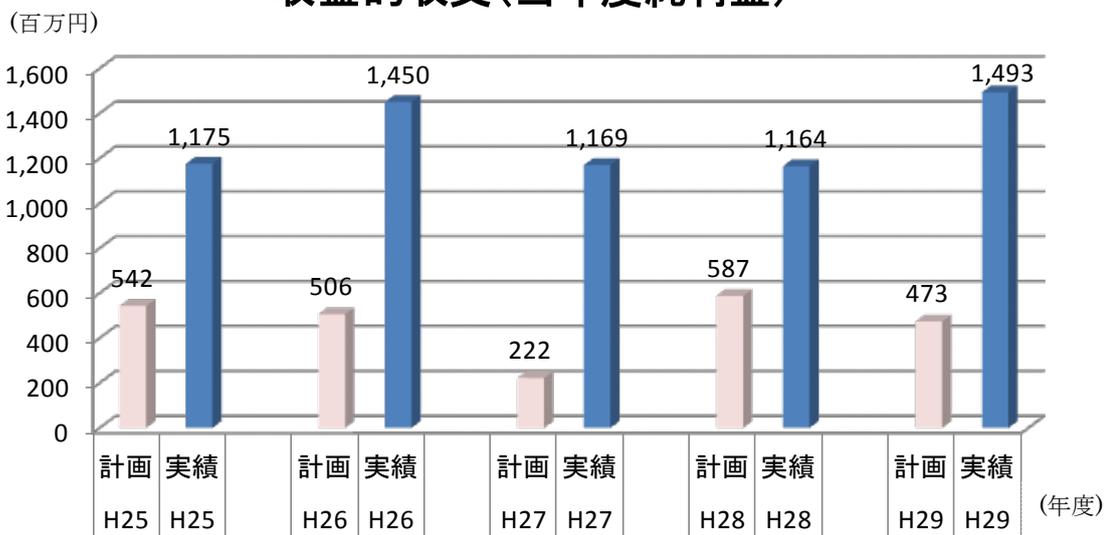
また、営業外費用では、支払利息は、企業債残高の減少に伴い減少できるものと見込んでいましたが、さらに、借り入れ方法の見直し（利率見直し方式での借入等）による、企業債利息の軽減に努めたことで、計画値を下回り、支出全体においても計画値を下回りました。

その結果、当年度純利益については計画値を上回りました。

収益的支出



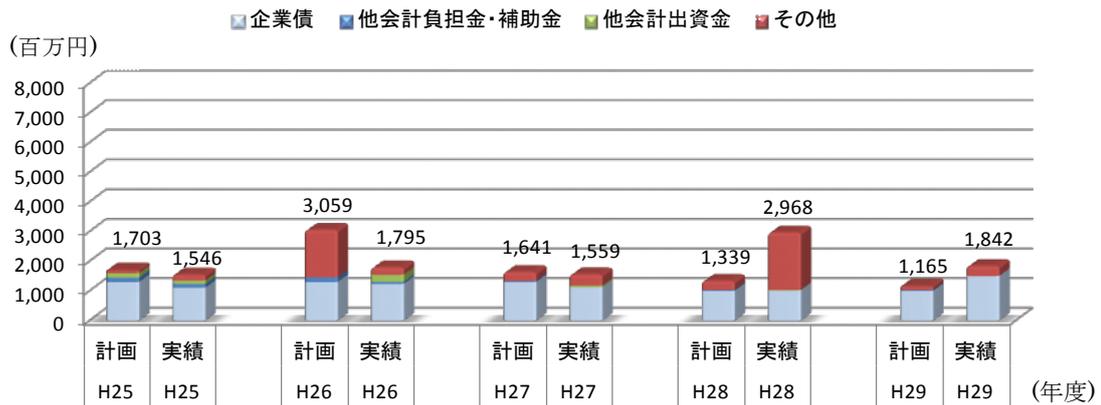
収益的収支(当年度純利益)



(2) 資本的収支

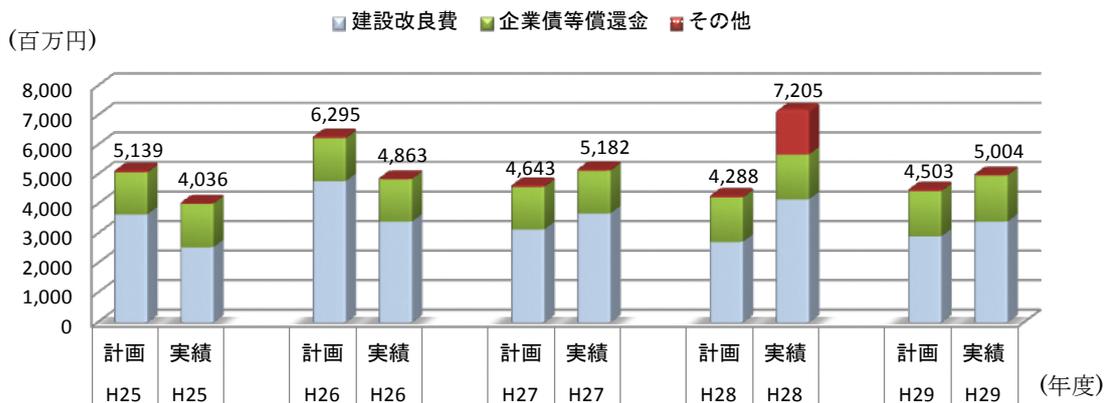
資本的収入では、また、平成21年4月1日から貸し付けていた枚方市土地開発公社への貸付金(15億円)が平成29年3月31日に満期を迎え、新たに15億円の貸付を行ったことから、平成28年度の資本的収入総額では計画値を大幅に上回っています。

資本的収入 (税込み)



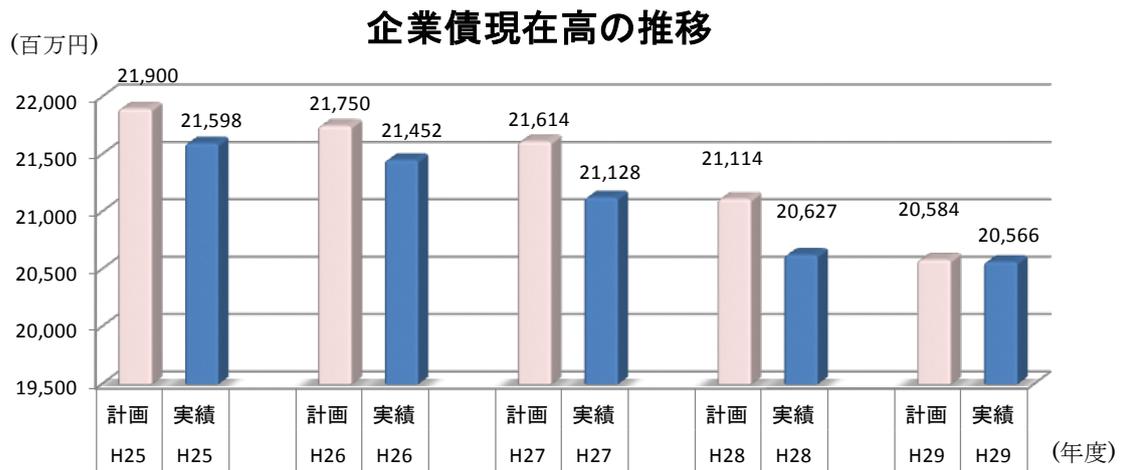
資本的支出では、平成28年度に計画では予定していなかった中宮浄水場の更新用地を自己資金で購入したため、建設改良費は計画値を上回りましたが、用地購入を除く建設改良費は計画値を下回っています。

資本的支出 (税込み)



(3) 企業債残高

企業債残高は、用地購入を除く建設改良費が計画値を下回ったことで減少する一方、中宮浄水場の更新に向け、一定の資金を確保する必要が生じたことや、新行政改革実施プランに基づき、平成 28 年度から平成 31 年度の間、一般会計からの安全対策事業に係る出資金の抑制により、企業債の発行額を増加したことから、おおむね計画値どおりとなりました。



第4章 経営比較分析表を活用した現状分析

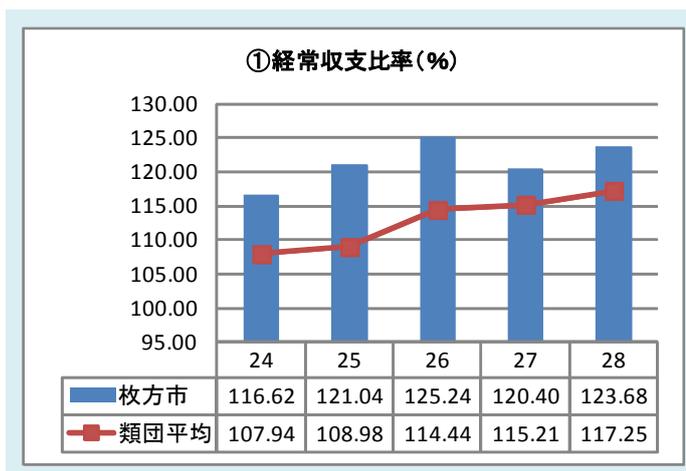
経営比較分析表（総務省の指導により平成26年度決算から全自治体において公表）に用いられる「経営及び施設の状況を表す経営指標」を活用し、本市における経営指標の経年比較や類似団体（末端給水事業、給水人口30万人以上（政令市等を除く））との比較を行います。

（1）経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているか、経常損益を表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

$$\text{【算出式】 経常収支比率(\%) = } \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

本市の経常収支比率は、100%を超えており、経常収益で経常費用を賄うことができます。



（2）累積欠損金比率

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金）の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

$$\text{【算出式】 累積欠損金比率(\%) = } \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

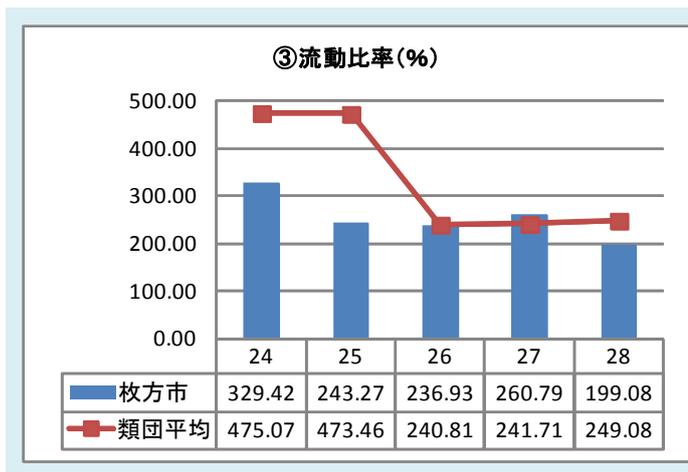
本市では、これまで累積欠損金は発生していません。

(3) 流動比率（支払能力）

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要です。

【算出式】
$$\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

本市の流動比率は、平成28年度に浄水場更新用地の取得などから資金の減少がありましたが、概ね200%を維持しており、短期的な債務に対する支払能力を確保しています。



(4) 企業債残高対給水収益比率（債務残高）

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標であり、この比率が高い場合は、投資規模は適切か、料金水準は適切かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく必要があります。

【算出式】
$$\text{企業債残高対給水収益比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

本市の企業債残高対給水収益比率については、平成10年度に高度浄水処理施設を整備したことや、水道料金を低廉に維持していることから、類似団体の平均値を上回っています。



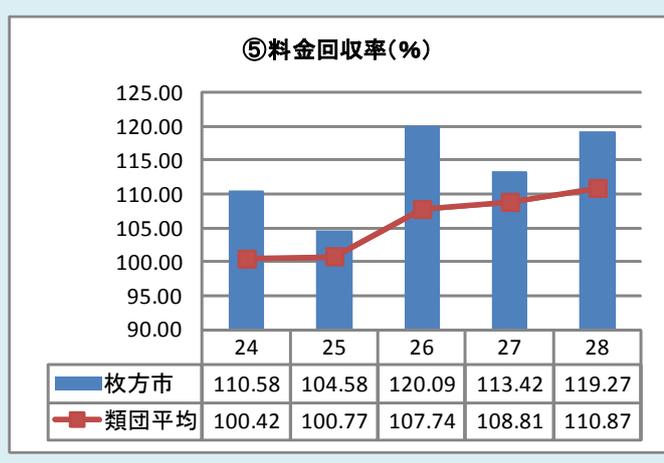
(5) 料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄われているかを表す指標であり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを示します。

【算出式】
$$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

料金回収率については、100%を上回っており、類似団体の平均値とも同程度であることから、健全な経営状況にあります。

また、平成 28 年度は、給水収益の減少により供給単価は減少しているものの高度浄水施設の減価償却が終了したことにより給水原価が減少し、料金回収率は回復しています。



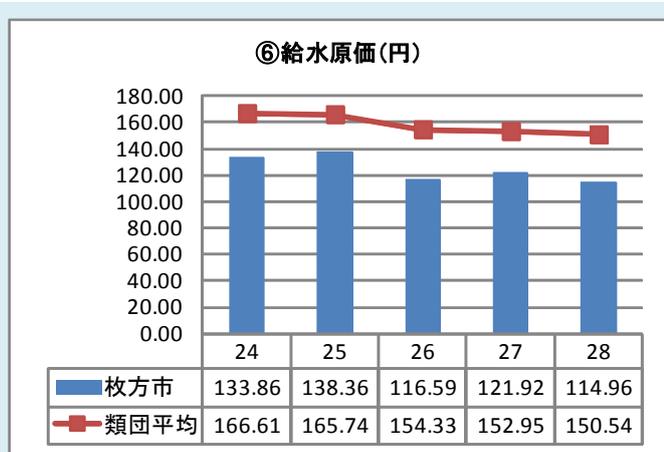
(6) 給水原価

給水原価は、有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

【算出式】
$$\text{給水原価(円)} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{付帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

給水原価については、類似団体の平均値と比較しても、低い値となっています。

平成 28 年度は、給水収益の減少により供給単価は減少しているものの高度浄水施設の減価償却が終了したことにより給水原価が減少しました。



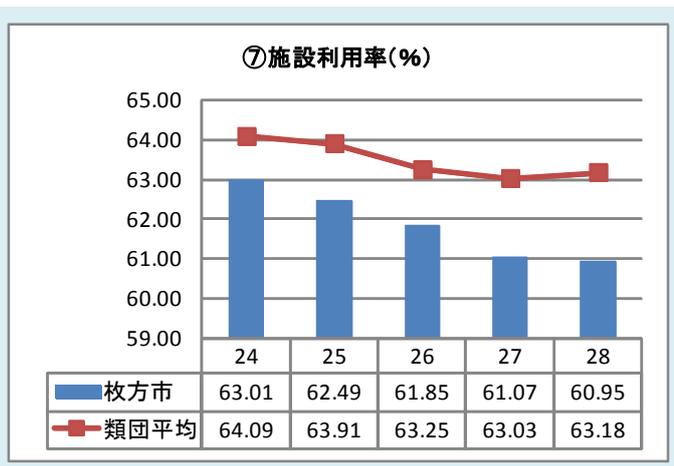
(7) 施設利用率

施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

$$\text{【算出式】 施設利用率(\%)} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

施設利用率は、類似団体の平均値と比較して低い値となっていますが、分母となる一日配水能力に大阪広域水道企業団の受水量(上限)が含まれていることが起因していると考えています。

なお、減少傾向であるため、今後の推移に留意し、適正な施設規模を検討していく必要があります。

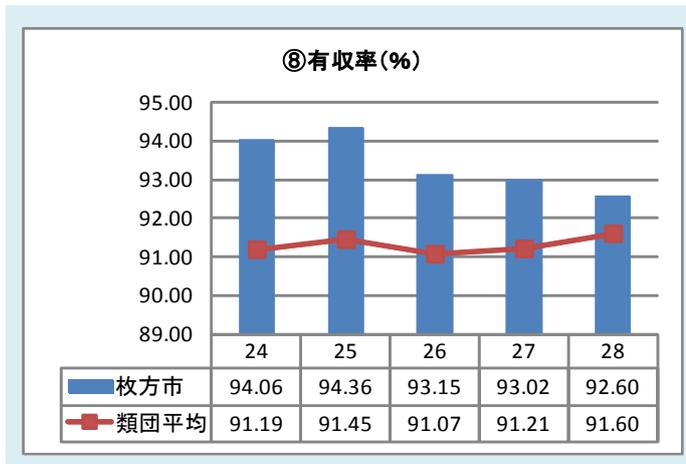


(8) 有収率

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標であり、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。

$$\text{【算出式】 有収率(\%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

有収率は、給水人口の減少や節水型機器の普及に加え、地下水採取規制の見直しによって、年間総有収水量及び年間総配水量ともに減少傾向にあります。



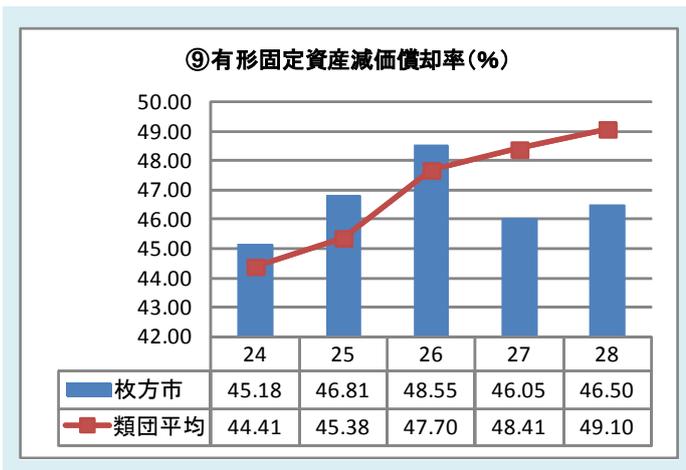
(9) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち、償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産減価償却率は、春日受水場更新や管理棟水質試験棟更新事業の完了により、平成 27 年度から大幅に減少しており、類似団体の平均値を下回っています。



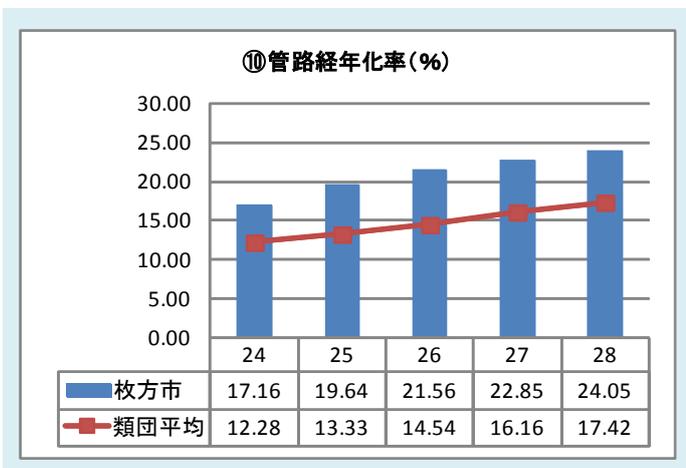
(10) 管路経年化率

管路経年化率は、法定耐用年数を越えた管路延長の割合を表した指標で、管路の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

$$\text{管路経年化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

管路経年化率については、類似団体の平均値を上回り、年々増加しており、老朽化が進んでいる状況です。



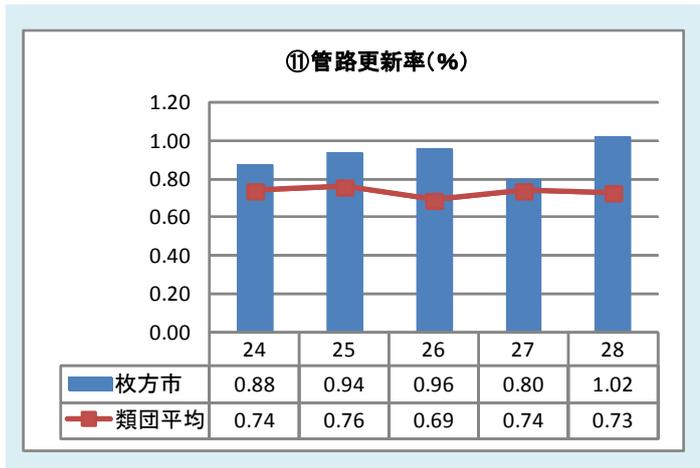
(11) 管路更新率

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握することができます。

【算出式】

$$\text{管路更新率(\%)} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

管路更新率については、類似団体平均値を上回っているものの、数値は低い値となっており、既設管路の適切な維持管理や更新が必要です。



～ 総括（現状分析で見えてきた課題） ～

1. 現状分析

現在の経営については、経常収支比率や料金回収率など経営に関する指標は概ね良好と考えています。

しかし、管路経年化率が高いことから、減価償却の終了した資産が多く、経常収支比率の分母となる経常費用に占める減価償却費が少なくなっていることや、料金回収率の分母となる給水原価に占める減価償却費が少なくなっていることから、経常収支比率や料金回収率の推移に留意する必要があります。

一方、管路経年化率が高く毎年度増加傾向にあることや、管路更新率が低いことから、管路の老朽化が進んでおり、更新需要の増加が見込まれます。

また、企業債残高対給水収益比率が高いことから、料金収入に比べ企業債残高が多くなっていますが、今後の更新需要の増加により、さらに指標が悪化することも見込まれます。

2. 課題

- 世代間負担の公平性を確保するため、更新需要への計画的な事業実施と企業債発行の適正化を行う必要があります。
- 持続を基本とした継続的な経営改善を行うためには、適正な料金の算定と定期的な計画の見直しに取り組む必要があります。

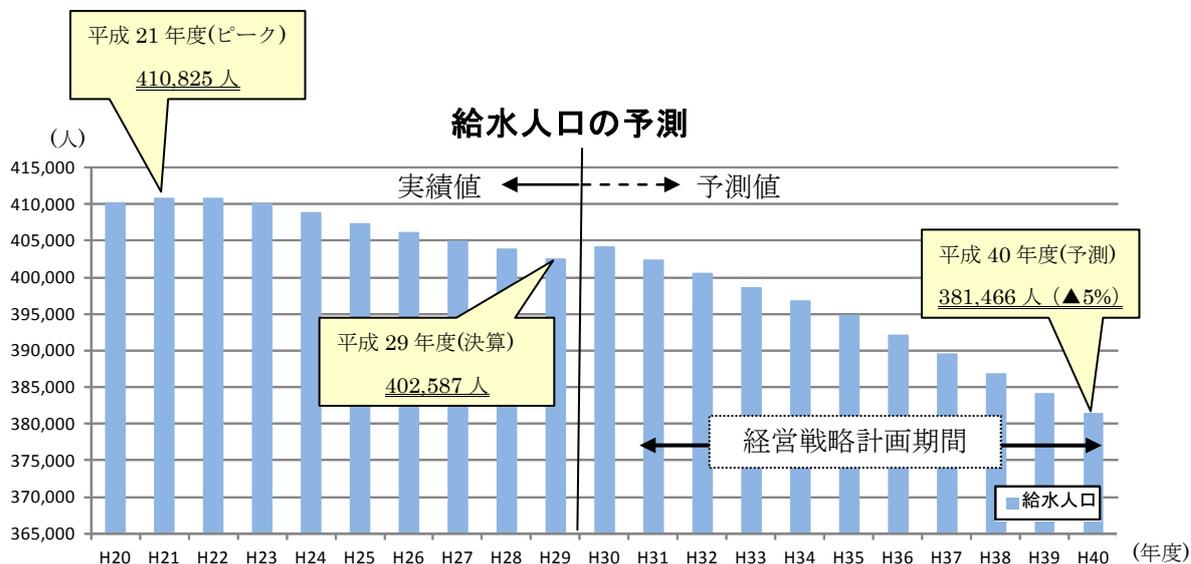
第5章 将来の事業環境

1. 給水人口の予測

本市の行政区域内人口は、平成21年度末から平成29年度末にかけて、411,133人から402,608人に減少しています。

給水人口についても、行政区域内人口の推移にあわせて、平成21年度の410,825人をピークに右肩下がりで減少し続けています。平成29年度末では、給水人口は402,587人となりました。

今後の給水人口についても、さらに減少が続くものと見込まれ、10年後（本計画の終了年度）の平成40年度には、381,466人（平成29年度末比：▲5%）となる見込みとなっています。



*給水人口の予測は、「枚方市人口推計調査報告書（平成26年1月）」による将来推計人口（行政区域内人口）を参考に算出しています。

2. 水需要の予測

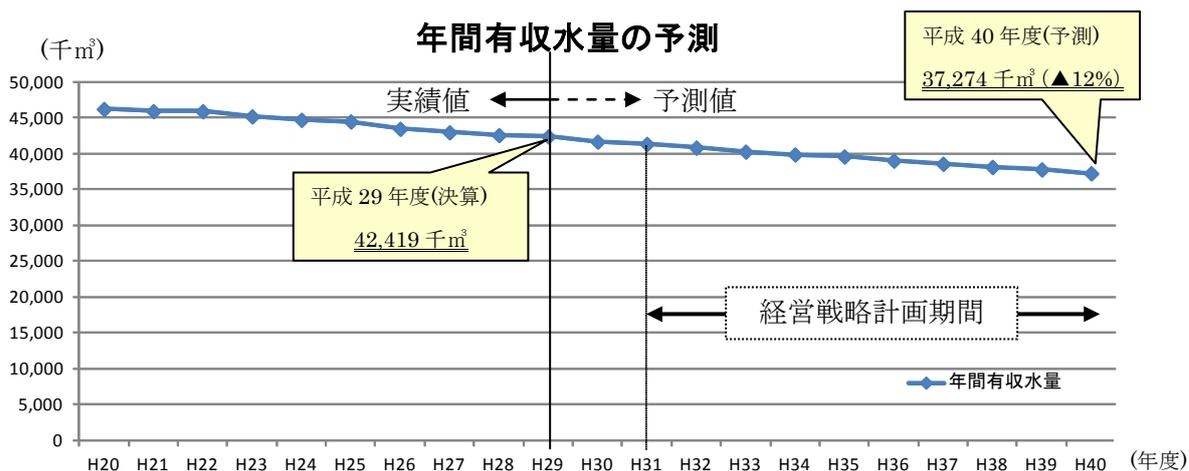
本市の水需要については、平成8年度に5,061万8千 m^3 に達して以降、人口減少をはじめ、節水意識の浸透や節水型家電製品の普及、飲用の多様化などのライフスタイルの変化などにより、減少傾向が続いています。

また、「中期経営計画」を策定した平成25年度以降は、計画策定時には見込んでいなかった大口利用者の地下水転換による影響があるなど、有収水量は計画値を下回る結果となりました。

今後の有収水量の予測としては、引き続き、給水人口の減少や節水機器の普

及などによる減少を見込んでいます。それに加えて、新たに地下水へ転換する件数は減少傾向となっていますが、これまでの大口利用者の地下水転換が、有収水量の減少に与える影響は大きく、大幅な減少が見込まれます。

10年後（本計画の終了年度）の平成40年度には3,727万4千 m^3 （平成29年度末比：▲12%）となる見込みとなっています。

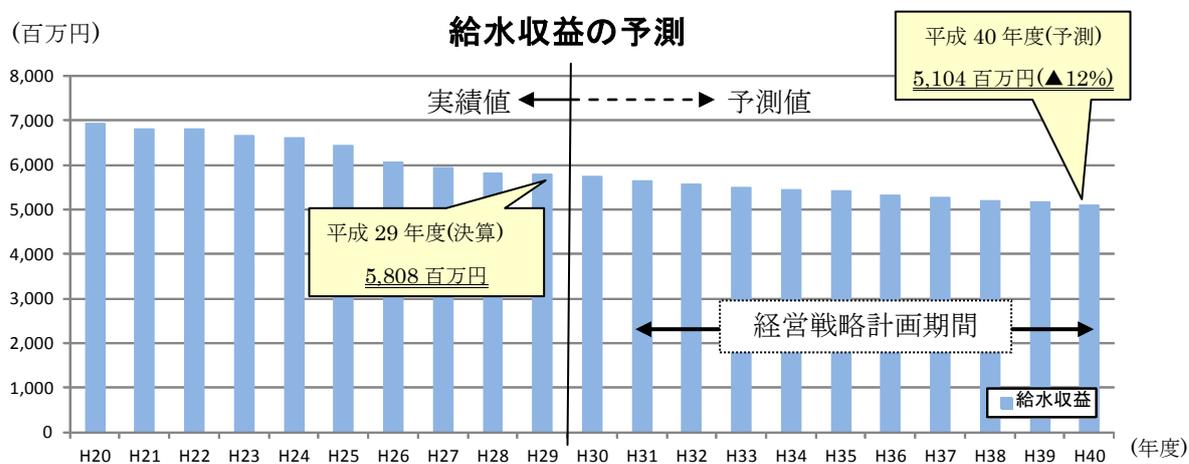


*水需要予測は、給水人口一人当たりの生活用原単位および業務用水量（地下水への転換による影響も反映）の時系列予測に給水人口予測を乗じて算出しています。

3. 料金収入の見通し

料金収入（給水収益）の予測については、有収水量の減少に伴い、これまで以上に大幅な減収が見込まれます。

10年後（本計画の終了年度）の平成40年度には約51億円（平成29年度比：▲7億円・▲12%）となる見込みです。



なお、水道使用の状況が大きく変化している中、上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、現在、水道料金制度の見直しに着手しています。

平成 32 年度には、「適正な原価に基づく料金算定」「水需要に応じた料金制度」「公平性の確保」の基本的な考え方のもと、基本水量の廃止、口径別料金の導入などの水道料金制度の改正を予定しています。

4. 施設の見通し

施設の見通しについては、アセットマネジメント手法を取り入れた中長期的な水道施設整備の基本方針や整備計画を定めた「新整備基本計画」において示しています。

今後は、本計画に基づき、浄水・配水施設の耐震化と合わせて計画的に更新を進め、災害に強い施設の構築を目指すとともに、管路の耐震化を合わせた計画的な更新を進めていきます。

5. 組織の見通し

平成 23 年度の地方公営企業法の適用に伴う上下水道組織統合により、お客さまサービスの向上を目指し、下水道業務との整理統合を行ってきました。

また、窓口業務の一部や施設の運転管理業務については、これまでも民間委託を実施し、事務の効率化を図ってきました。

今後は、老朽化施設の更新需要の増大による業務量の増加が見込まれること、また、水道事業に係る業務については専門性が求められることから、将来にわたって技術の継承が重要であると考えています。

そのため、技術的に特殊な上下水道局の業務を幅広く担えるエキスパート職員を長期的視点で育成するため、水道・下水道それぞれの部署だけでなく、両事業間の人事異動や部内のジョブローテーション、専門研修などを活用し、さらなる将来への技術継承を見据えた取り組みを行っていきます。

また、中宮浄水場更新事業の進捗にあわせた浄水場運転管理業務の委託範囲の拡大等により、職員数の減少を見込んでいますが、水道サービスの低下を招くことのないよう、より効率的・効果的な組織運営に努めるとともに、新行政改革実施プランに掲げる漏水修繕業務における技能労務職員などの職員の適正配置を進めていきます。

6. 広域化の検討

国において、平成30年12月に、「広域連携の推進」、「多様な官民連携の推進（コンセッション方式の公の関与の強化など）」等を主な内容とする、水道法の改正がされました。

一方、大阪府では、平成24年3月に大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）が策定され、その広域化のロードマップにおいては、短期的には業務の共同化を進めながら、中長期的には経営の一本化、事業統合を行い、府域一水道をめざすこととしています。

本市においても、これらの動向を注視し、まずは、広域化について検討を進めていく必要があります。

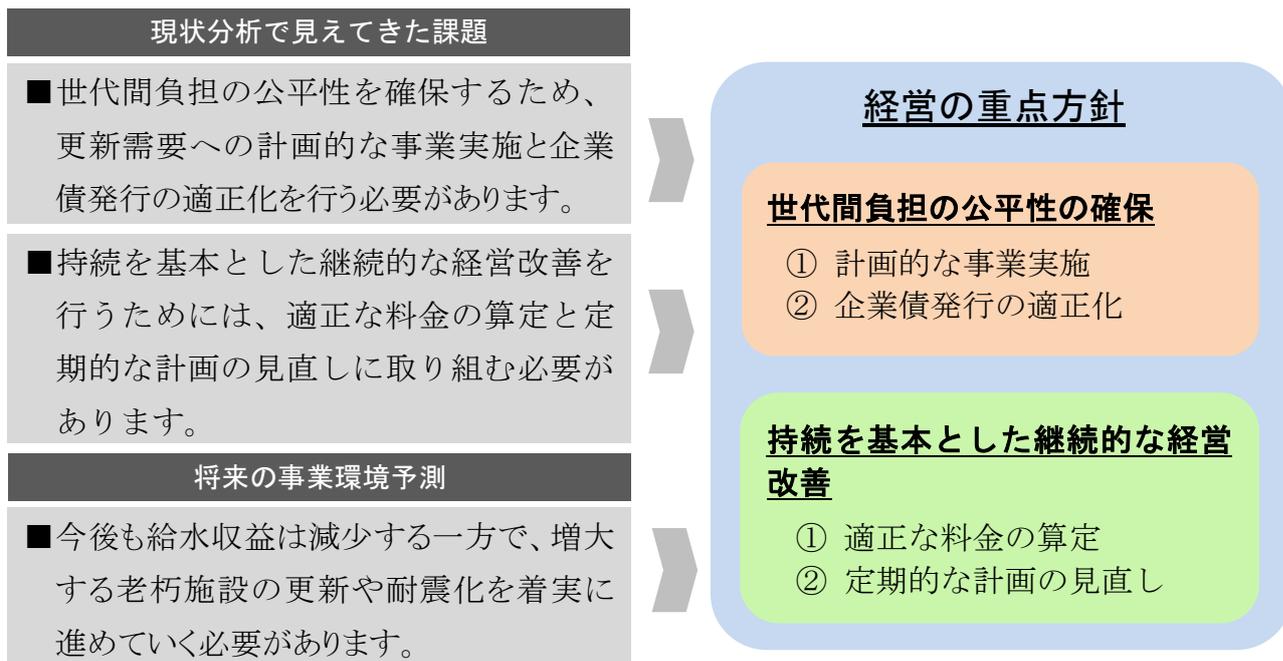
7. 将来の事業環境の見通しから見えてくる課題

今後も給水収益は減少する一方で、増大する老朽施設の更新や耐震化を着実に進めていく必要があります。

第6章 経営の重点方針

現状における本市の課題から、新たに「経営戦略」における経営の重点方針を定めます。

今後は、この経営の重点方針に基づき、持続可能な安定経営に努め、さらなる経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ります。



1. 世代間負担の公平性の確保

(1) 計画的な事業実施

将来世代の負担の増加を抑制するため、「新整備基本計画」などの各種計画に基づき事業を実施します。

(2) 企業債発行の適正化

将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、費用の平準化を考慮した充当率で借入れを行います。

2. 持続を基本とした継続的な経営改善

(1) 適正な料金の算定

持続可能な水道事業を実現するため、料金については、原価を元に適切に算定するとともに、定期的な見直しを実施します。

(2) 定期的な計画の見直し

社会環境の変化に継続的に対応するため、「経営戦略」や「新整備基本計画」をはじめとする各種計画については、定期的な見直しを実施します。

第7章 投資・財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

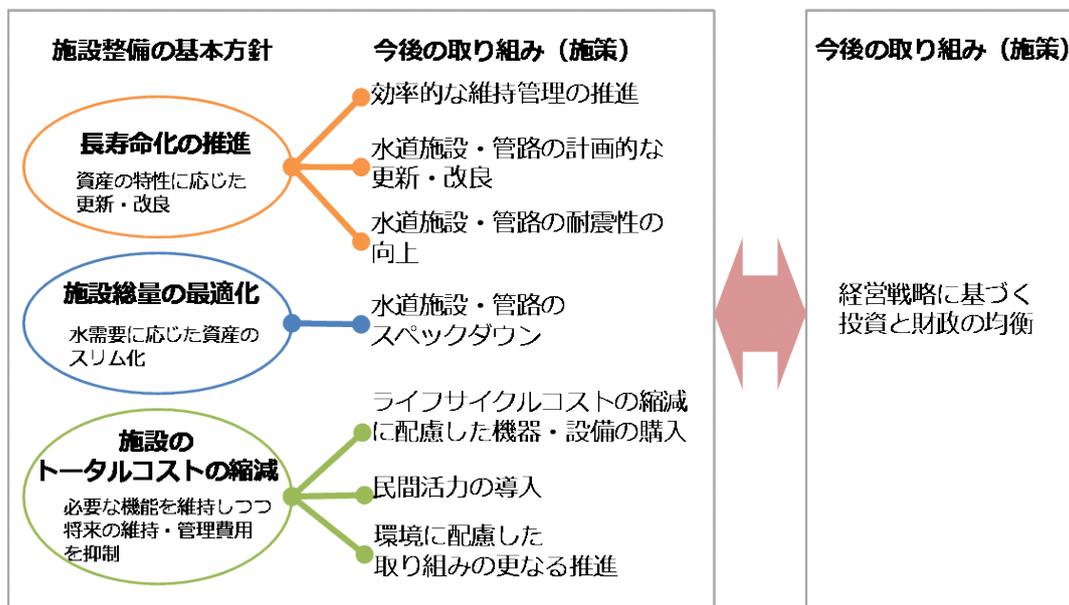
(1) 収支計画のうち投資についての説明

投資の試算については、アセットマネジメントの考え方を導入して策定した「新整備基本計画」における「第7章 短期整備計画(今後10年間の取り組み)」に基づく取り組みと整合を図り、事業費を算定しています。

短期整備計画は、「新整備基本計画」の中長期の投資と財政の見通しに対し、重要度や緊急度等を考慮して、今後10年間で実施すべき内容をとりまとめた計画で、施設整備の基本方針、今後の取り組み内容(8つの施策の推進)及び数値目標を掲げています。

投資計画

財政計画



【水道施設・管路整備に対する数値目標】

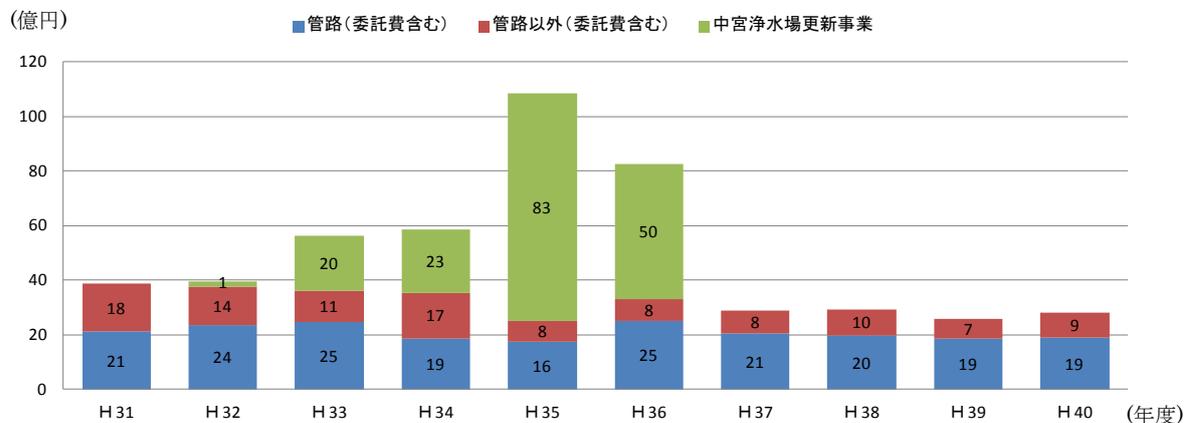
指標名	数値目標 (2028 年度)
配水池耐震化率	79.4%
災害時貯水量	1 人当たり 90L
導水管耐震化率	100.0%
送水管耐震化率	36.9%
配水管耐震化率	28.7%
重要給水施設のうち、最重要と位置づける施設への供給ルート耐震化率	59.6%
鉛製給水管率	11.2%

「経営戦略」の計画期間（平成 31 年度～平成 40 年度）においては、短期整備計画に基づく事業費として、事務費を除く建設改良事業費は約 496 億円（税込み金額）を見込んでいます。

投資計画(平成 31 年度～平成 40 年度)

区 分	事業費	内 容
(1) 浄水施設の更新・耐震化	177 億円	中宮浄水場更新事業
(2) 管路の更新	209 億円	重要度などを勘案した優先順位に基づく管路の更新
(3) 配水池の更新・耐震化	39 億円	津田低区配水場、鷹塚山配水場
(4) ライフサイクルコストの縮減を考慮した計画的な機器・設備の更新	71 億円	
(5) 事務費	31 億円	
計	527 億円	

建設改良事業費の推移



(2) 収支計画のうち財源についての説明

◆水道料金について

水道料金については、「第 5 章 将来の事業環境」の「3. 料金収入の見通し」でお示ししたとおり、人口減少や節水機器の普及などによる水道水量の減少に加え、大口利用者の地下水転換により、今後もさらなる減収を見込んでおり、平成 40 年度には約 51 億円(平成 29 年度決算額比: ▲7 億円・▲12%)となる見通しです。

なお、本収支計画は、現行の料金体系による収支見通しとしています。

また、本計画期間における水道料金の増収に向けた取り組みとして、徴収率向上に向けた取り組みを積極的に進めることとしており、収支計画に見込んでいます。

徴収率向上に向けた取り組み

平成30年4月1日施行の「債権管理及び回収に関する条例」を踏まえて、適正な債権管理と延滞金の算出を行い、納期限を経過した水道料金については、これまでの電話催告及び訪問徴収等に加えて、支払督促及び滞納処分に関する事前通知や不誠実者等に対する強制執行など徴収率向上に向けた取り組みを行うとともに、市民の利便性の向上につながる収納方法の拡大についても検討します。

◆国府補助金について

建設改良事業の実施にあたって、補助対象となり得る事業については、国府補助金を優先的に活用します。

◆一般会計繰入金について

水道事業では、公共消防のための消火栓に要する経費（消火栓の設置及び管理に要する経費等）については、法令などにより一般会計で負担することとされており、基準内繰入金として、本収支計画に見込んでいます。

また、本市では福祉施策の一環として、その対象者の基本料金を減免しており、基準外繰入金として見込んでいます。

一般会計繰入金の推移

(単位:百万円)

年 度	前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
区 分						
基準内繰入金	43	52	43	43	43	43
基準外繰入金	105	113	105	105	105	105
合 計	148	165	148	148	148	148

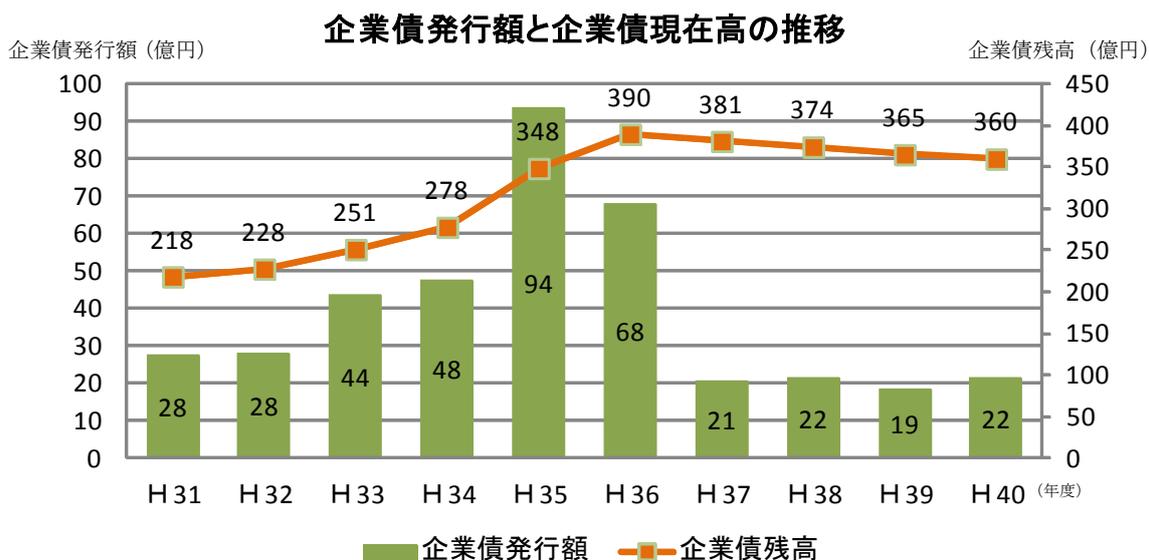
年 度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
区 分						
基準内繰入金	43	43	43	43	43	43
基準外繰入金	105	105	105	105	105	105
合 計	148	148	148	148	148	148

◆企業債について

企業債は、長期にわたる費用の平準化や施設の建設費を、その施設を利用する次世代にも公平に負担していただく観点から、建設改良事業費の財源として見込んでいます。

本収支計画では、これまで、水道料金を低価格で維持することを優先するために抑制していた管路の更新に本格的に着手することや、平成32年度から本格化する中宮浄水場更新事業に対する財源として多額の企業債を発行することから、平成36年度にかけて企業債現在高が大幅に増加し、約390億円となる見通しです。(平成29年度決算額比：184億円・89%)

また、これまでは、積立金等を活用することで、起債充当率を事業費の50%から60%程度に抑えてきましたが、世代間負担の公平性を考慮し、施設の建設や新たな管路の整備については、起債充当率の見直しを行っています。



(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆職員給与費について

現在、中宮浄水場の運転を含めた施設管理については、民間委託と直営の併用により行っています。新浄水場稼動を機に民間委託を中心とした運転管理体制を実施することによる人員削減を見込み、本収支計画に反映しています。

◆経費（動力費・修繕費・材料費等）について

動力費や薬品費については、有収水量の減少に伴い減少すると見込んでいます。その他の経費については、平成 29 年度決算額をベースに算出しています。

◆減価償却費について

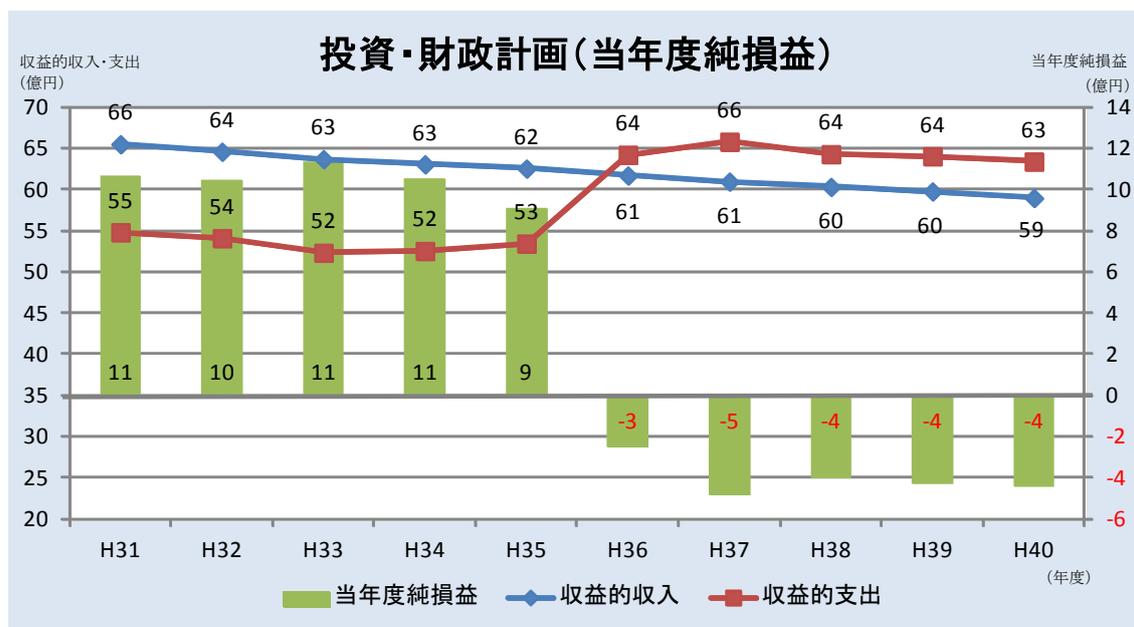
固定資産台帳に登録されている償却資産に今後の更新投資分を加えて算出しています。平成 36 年度には中宮浄水場の除却が発生すること、平成 37 年度から新浄水場の減価償却が始まることなどにより、大きく増加し、平成 40 年度には約 34 億円（平成 29 年度決算額比：11 億円・48%）となる見込みです。

2. 投資・財政計画（収支計画）

収入においては、水道料金が減少するため、収入全体で期間を通じて減少すると見込んでいます。

一方、支出においては、減価償却費が平成 36 年度に大きく増加するなど、支出全体では同年度から大きく増加していくものと考えています。

これらのことから、当年度純利益は平成 35 年度まで概ね減少し、平成 36 年度から純損失となる見通しです。



水道事業会計 投資・財政計画(収支計画)

収益的収支の推移(税抜き)

		前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
収入	営業収益(A)	5,908	5,814	5,707	5,635	5,559	5,504
	うち料金収入	5,808	5,768	5,666	5,594	5,518	5,463
	うち他会計負担金	5	5	5	5	5	5
	営業外収益(B)	959	811	843	824	810	802
	うち他会計負担金等	34	43	38	38	38	38
	うち他会計補助金	109	117	105	105	105	105
	うち分担金	233	162	216	216	216	216
	うち長期前受金戻入	527	439	439	422	409	403
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	6,867	6,625	6,550	6,459	6,369	6,306
	支出	営業費用(C)	4,980	5,418	5,152	5,101	4,943
うち職員給与費		581	621	672	671	634	662
うち維持管理費		1,545	1,772	1,551	1,484	1,430	1,424
うち受水費		577	551	522	516	509	504
うち減価償却費等		2,276	2,474	2,407	2,429	2,370	2,387
営業外費用(支払利息等) (D)		385	405	329	309	289	277
支出計 (イ) [(C)+(D)]		5,365	5,823	5,481	5,410	5,232	5,254
経常損益 (ウ)	1,502	802	1,069	1,049	1,137	1,052	
特別損益 (エ)	△ 9	△ 39	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	
当年度純利益 (ウ)+(エ)	1,493	763	1,068	1,048	1,136	1,051	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	-	-	-	-	-	-	

資本的収支の推移(税込み)

		前々年度 29年度 決算	前年度 30年度 見込み	本年度 31年度	32年度	33年度	34年度
収入	企業債	1,505	1,877	2,784	2,825	4,396	4,776
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	国府補助金	0	25	53	25	29	25
	貸付金回収	105	1,752	253	254	256	190
	その他(工事負担金等)	232	280	10	10	10	10
	収入計 (ア)	1,842	3,934	3,100	3,114	4,691	5,001
	支出	建設改良費	3,408	5,045	4,191	4,250	5,932
企業債等償還金		1,566	1,637	1,768	1,899	2,037	2,112
他会計への支出金		0	0	0	0	0	0
その他		30	58	207	58	58	58
支出計 (イ)		5,004	6,740	6,166	6,207	8,027	8,354
収支不足額	3,162	2,806	3,066	3,093	3,336	3,353	
上記不足額に補填可能な財源	7,280	7,224	7,824	8,177	8,696	8,933	
補填不足額	0	0	0	0	0	0	

※補填可能な財源は、建設改良積立金や内部留保資金など。補填財源不足額が「-」は不足していない状態。

(単位:百万円)

		35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
収入	営業収益(A)	5,465	5,387	5,325	5,264	5,218	5,145
	うち料金収入	5,424	5,346	5,284	5,223	5,177	5,104
	うち他会計負担金	5	5	5	5	5	5
	営業外収益(B)	789	783	771	768	759	752
	うち他会計負担金等	38	38	38	38	38	38
	うち他会計補助金	105	105	105	105	105	105
	うち分担金	216	216	216	216	216	216
	うち長期前受金戻入	391	385	374	370	361	354
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	6,254	6,170	6,096	6,032	5,977	5,897
	営業費用(C)	5,074	6,132	6,286	6,155	6,144	6,093
支出	うち職員給与費	661	674	745	637	640	676
	うち維持管理費	1,419	1,411	1,575	1,569	1,564	1,556
	うち受水費	500	493	488	482	478	471
	うち減価償却費等	2,494	3,553	3,479	3,467	3,462	3,389
	営業外費用(支払利息等) (D)	270	290	294	274	260	247
支出計 (イ) [(C)+(D)]	5,344	6,422	6,580	6,429	6,404	6,340	
経常損益 (ウ)	910	△ 252	△ 484	△ 397	△ 427	△ 443	
特別損益 (エ)	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	
当年度純利益 (ウ)+(エ)	909	△ 253	△ 485	△ 398	△ 428	△ 444	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	-	-	-	-	-	-	

(単位:百万円)

		35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
収入	企業債	9,357	6,804	2,069	2,154	1,870	2,154
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	国府補助金	9	0	0	0	0	0
	貸付金回収	0	0	0	0	0	0
	その他(工事負担金等)	10	10	10	10	10	10
	収入計 (ア)	9,376	6,814	2,079	2,164	1,880	2,164
支出	建設改良費	11,141	8,571	3,198	3,252	2,897	3,132
	企業債等償還金	2,286	2,694	2,927	2,832	2,780	2,681
	他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
	その他	58	58	58	58	58	58
	支出計 (イ)	13,485	11,323	6,183	6,142	5,735	5,871
収支不足額	4,109	4,509	4,104	3,978	3,855	3,707	
上記不足額に補填可能な財源	9,582	9,144	7,524	6,392	5,327	4,324	
補填不足額	-	-	-	-	-	-	

3. 収支ギャップ解消に向けた取り組み

本収支計画においては、平成 36 年度以降は純損失となることから、この状況を改善するため、収入と支出のギャップの解消策として、次の取り組みを行います。

(1) 出資金のあり方の検討

一般会計出資金は、施設や管路の耐震化などの安全対策事業を実施する場合、その事業費の一部について、一般会計において発行する地方債を原資に、一般会計から公営企業会計に出資するものです。

一般会計からの出資を受けると、公営企業においては、水道料金の抑制を行うことができ、また、一般会計が発行する地方債の償還にあたり、その元利償還金の半分が、地方交付税として国から一般会計に交付されることとなります。

現在は、新行政改革実施プランに基づき、平成 28 年度から平成 31 年度の間、出資金の抑制が行われているところですが、今後、管路の更新が本格化することから、出資金のあり方について検討を進めていきます。

(2) 水道施設・管路のスペックダウンや性能の検討

今後予測される更新需要の増大や水需要の減少を踏まえ、必要給水量に合わせた施設・管路の規模・性能の適正化が必要です。

施設や管路の更新においては、口径の縮小などのスペックダウンや高効率機器の導入を進めることで、更新需要やライフサイクルコストの削減を図ります。

(3) 企業債のあり方の検討

企業債は、長期にわたって償還していくことによる費用の平準化や、施設の建設費をその施設を利用する次世代にも公平に負担していただく観点から、建設改良事業費の国府補助金以外の財源として見込んでいます。

これまで、更新投資を抑制することで、現役世代の負担を減らし将来世代に負担を先送りする一方、企業債充当率を抑制することで、現役世代の負担を増やし将来世代への負担を減らす取り組みを進めてきました。

今後の更新需要の増加に対応するためには、更新投資と企業債充当率のバランスを再検討する必要があることから、将来世代の負担を減らしつつ、水道施設の更新にかかる必要な資金を維持できるよう、適正な企業債の充当率などについて検討していきます。

（４）民間活力の活用

経営健全化の取り組みとして、これまでも民間事業者のノウハウを活かし、より効果的、効率的な事業運営をめざし、民間委託の推進に取り組んできました。今後も、行政の役割と責任を踏まえ、民間活力の活用を図っていきます。

（５）「新整備基本計画」及び「経営戦略」の見直し

「投資試算」と「財源試算」を均衡させるために、投資計画においては、今後の水需要の減少に対応した施設規模の適正化や性能の合理化など、投資の合理化を最大限に図る必要があります。

また、財政計画においては、徹底した経営の効率化・健全化に取り組み、財源の確保を図っていきます。

今後、これらの具体的な取り組みの効果を反映するため、各計画を定期的に見直していきます。

（６）事務事業の見直し

その他の経費については、局内において事務事業の見直しを順次行っており、今後も引き続き、経費の抑制に取り組んでいきます。

なお、「経営戦略」の５年ごとの定期的な見直しの際には、具体化した取り組み内容を、本収支計画に反映していきます。

（７）水道料金の改定

平成 35 年の「経営戦略」の定期的な見直し以降は、見直し後の「収支計画」を基に、次の 5 年間で必要となる総括原価を算定し、現行の水道料金との比較検証などを行います。

その上で、適正な料金水準を見極め、料金改定の可否を定期的（5 年ごと）に判断していきます。

第8章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

「経営戦略」の事後検証については、その実施状況を、毎年度の決算に基づいて評価・検証を行いながら、進捗管理を実施します。

また、人口減少や節水機器の普及などの社会環境の変化により、「経営戦略」策定時の状況と実態が大きく乖離することも想定されます。

これらのことに対応するため、「経営戦略」については、これまでの計画のように計画期間終了時に改定するのではなく、5年ごとに定期的な見直しを行うこととします。

また、料金改定や収支計画に大きく影響がある新たな整備計画の策定や改定があった場合には、定期的な見直しとは別に、臨時的な見直しを行うものとします。

その他、これからは「経営戦略」の定期的な見直しの翌年度に、水道料金対象経費を算定し、市民の皆さまにお示しした上で、料金改定の必要性を定期的に判断するサイクルを構築し、これらの取り組みを継続していきます。

用語解説

あ

○アセットマネジメント

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

○一般会計繰入金

一般会計から、水道や下水道事業など他会計に繰り出される金額のこと。

国が定める繰出基準に基づく「基準内繰入金」は他会計負担金、地方公共団体が独自に定める「基準外繰入金」は他会計補助金で整理される。

○応急給水拠点

地震など災害時に配水施設の事故などにより、各家庭などに給水できなくなった場合に、給水車、給水タンクでの運搬、ポリ容器等への注水を行うなどの給水活動を行う拠点のこと。

○大口利用者の地下水転換

企業など使用水量の多い水道使用者が、法律や条例に基づき、独自で地下水採取を行い、日常の水利用を水道水から地下水へ転換すること。

○大阪広域水道企業団

府域水道事業を取り巻く経営環境の変化に対応し、市町村との連携拡大や広域化により効率的な事業運営を行うため、大阪府が中心となって、大阪市を除く府内 42 市町村で一部事務組合を設立し、平成 23 年度から旧大阪府水道部の事業を継承・実施している。

か

○企業債

公営企業が行う建設改良事業などの財源として、国や金融機関等から借り入れる資金のこと。なお、その償還費は当該施設を用いて得られる料金により回収することとされている。

○基本水量（基本料金制）

基本料金に付与される水量のことで、その範囲内では実使用量に関係なく、料金は定額である。これは、公衆衛生の向上の観点から生活上必要な水使用を促すことを目的としている。

また、基本水量に応じていただく基本料金は、水道事業費用のうち、検針や料金徴収費など固定的にかかる経費を賄うためのもの。

○緊急遮断弁

配水池に設置され、地震等が発生して配水管が破損した場合に、自動的に緊急閉止し、通水を止めることができるバルブ。

それにより、配水池からの水の流出を防ぎ、配水池内の水道水を供給できるもの。

○経営戦略

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、投資試算（施設・設備投資の見通し）等の支出と財源試算（財源の見通し）を均衡させた「投資・財政計画」（収支計画）を中心として、効率化・経営健全化のための取り組み方針などを示すもの。

○減価償却

企業が所有する機械、建物など固定資産の価値は、その耐用年数に応じて減少していくが、その減少する価値分を費用として計上する会計処理のこと。

○建設改良費

資本的支出として計上される固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費のこと。

具体的には、固定資産の購入、建設はもちろんのこと、増築・増設に要する経費である。ただし、修繕・維持に要する経費は建設改良費には含まれない。

○公営企業会計

地方公営企業法の全部または一部が当然に適用される事業及び条例によって、その全部または一部を適用している事業の会計をいい、民間企業と同様に、発生主義に基づき複式簿記等により経理されるもの。

○口径別料金

基本料金や従量料金の両部分に各利用者の給水管の口径などの大小、もしくは使用水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系のこと。

○高度浄水処理

オゾン処理や粒状活性炭処理などを組み合わせた浄水処理方式で、通常の浄水処理では十分処理できない臭気やトリハロメタンなどの物質への対応として、追加して導入する処理のこと。高度処理ともいう。

○コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま、民間企業に水道事業の運営を委ねる方式。

さ

○自己水

自らの浄水場（中宮浄水場）で作った水のこと。

○資本的収支

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出を計上する。

資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

資本的収入が資本的支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補てん財源で補てんするものとされている。

○収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

なお、発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用も含まれる。

○従量料金

水道水の実使用量に応じて、1 m³あたりいくらかとして徴収される料金のこと。

○受水

水道事業者が、水道用水供給事業者から浄水（水道用水）の供給を受けること。

本市では、全給水量のうち、8割を自己水で、2割を大阪広域水道企業団から受水しています。

○上下水道事業経営審議会

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、上下水道事業管理者の附属機関として、設置した審議会のこと。

上下水道事業管理者の諮問に応じて、上下水道事業を取り巻く環境が変化していくなか、より多角的な課題に対応するため、経営上の課題、経営及び事業の計画・評価に関する事項などについて、調査・審議するための機関である。

○新会計基準

地方公営企業法の一部が平成23年5月に改正され、それを受ける形で地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則並びに地方公営企業資産再評価規則の一部が改正された。

この改正による会計基準の見直しは、原則として平成 26 年度の事業年度（予算）から適用され、平成 26 年 4 月 1 日から適用された会計基準のこと。

本市では、平成 25 年 4 月 1 日から早期適用をした。

○新行政改革実施プラン

平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 か年に取り組む「行政改革の具体的な取り組み課題」を示した計画。

「自主財源の確保と受益者負担の適正化」、「事務事業等の見直し・最適化」、「行政の役割と責任を踏まえた効率的・効果的な行政運営」、「スリムで機動力を持った組織体制の確立」の 4 つの改革を柱として、53 項目の具体的な取り組み課題を設定している。

本計画において、「No7 特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制」を取り組み課題として掲げ、各企業会計において計画に基づく一般会計繰出金の抑制を行っている。

○水利権

特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に使用する権利のこと。

なお、水利権には、河川法第 23 条の規定による許可水利権と、旧河川法施行以前からある慣行水利権がある。

○全部適用

地方公営企業法は全ての公営企業に一律に適用されるわけではなく、地方公営企業法の規定に基づき、法の全部の規定が当然に適用される事業（当然適用事業）と条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができる（任意適用事業）がある。

法適用企業の中にも、総則・雑則及び組織・財務・職員に関する条項の全部を適用する方法（全部適用）と総則・雑則及び財務のみを適用する方法（一部適用）がある。

なお、地方公営企業が弾力的かつ機動的に経営を行っていくことを念頭に置いた場合、財務規定の適用にとどまらず、全部適用が望ましいと考えられる。

○総括原価方式

料金算定期間における料金対象経費で、事業が効率的に行われた場合に要する総費用に、適正な事業報酬を加えた総括原価が、総収入と見合うように料金を設定するという公共料金の典型的な料金設定方法のこと。

○総合計画

総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定する市の最上位計画のこと。

○送水管

浄水場から配水池などに浄水を送る管路のこと。

た

○耐震継手

地震時の地盤変位などに対して、管の継手部分に伸縮性を持たせることによって、地震による変位を吸収する継手（管と管の接合、管とパルプ類の接合など、管路に欠くことのできない材料）のこと。

○長期前受金戻入

償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等について、「長期前受金」として負債に計上した上で、減価償却見合い分を収益化したもの。

○逦増料金

水道使用量の増加に伴って従量料金（使用量に応じて課金される料金）単価が高額となる料金体系のこと。

○導水管

取水施設で取り入れた原水を浄水場まで導く管路のこと。

は

○配水管

浄水を、安全かつ円滑に水道利用者に供給する管路のこと。

○配水量

配水池などから配水管に送り出された水量のことで、有収水量をはじめ、水道用水として供給した水量のすべてをいう。（ただし、緊急時の受水は含めません。）

○配賦割合

料金で徴収すべき経費（固定費及び変動費など）をそれぞれの経費の性質に応じて、「基本料金」と「従量料金」にそれぞれ配分する割合のこと。

○表流水

河川の表面を流れる水。河川の流水。

○分水

家庭や工場などへの給水を担う水道事業者が、別の水道事業者へ水を分けること。本市では、寝屋川市、八幡市、交野市から分水を受けている。

ま

○水需要

市民生活や企業活動を行う上で必要とする水の量、あるいは、水道水として供給が求められている水の量のこと。

や

○有収水量

料金徴収（他会計等からの収入分も含む）の対象となった水量のこと。
その内訳は、料金水量、他水道事業への分水量のほか、福祉減免など料金として徴収しないが、一般会計からの補助金として収入がある水量。

発行年月 平成31（2019）年3月

発行 枚方市上下水道局

〒573-1030 大阪府枚方市中宮北町 20-3

Tel 072-848-4199（代表）

FAX 072-848-6508

編集 上下水道経営部 上下水道経営室

枚方市上下水道局